

改正概要説明書

国名： オーストラリア

法令名： 特許法

改正情報： 2019年2月25日登録

改正概要：

1. 定義規定の変更

・ 定義規定において、「ニュージーランド特許庁長官補」，「ニュージーランド被委任者」を削除し，また，書類提出手段及び手数料納付手段の規定において言及される「好適な手段」の定義を追加した(第3条)。

2. 特許付与の免責対処の整備

・ 特許付与及び特許権有効性に関する免責規定において，免責対象の役職から「ニュージーランド被委任者」を削除し，また，行為がニュージーランドで行われた場合の規定を廃止した(第20条(2)，旧第20条(3)の削除)。

3. 異議申立があった場合の措置の整備

・ 異議申立があった場合に局長が関係書類を出願人に提供する通知について，電子的な提供も可能であることを明確化して規定を整備した(第27条，第28条)。

4. 出願の願書の方式要件の明確化

・ 仮出願及び完全出願の願書について，英語による記載を明記し，その他の方式要件も併せて具体的に規定して方式要件を明確化した(第29条(2)，(3))。

5. 国際出願のグラフィックス・写真の取扱の明記

・ 国際出願に含まれる図面が完全明細書として扱われる旨の規定や，図面を参照してクレーム解釈はできないとする規定において，グラフィックス(画像)や写真を図面と同様に取り扱うことを明記した(第29A条(2)，第40条(3A)，第151条(4)(f)，第176条(f))。

6. 特許の存続期間延長に関する規定の削除

・ 特許の存続期間延長に関して設けられていた家族保健省長官に対する延長に係わる通知の規定を廃止した(旧第76A条の削除)。

7. 革新特許の審査の一部規定の削除

・ 革新特許(Innovation Patent)における特許性に関する決定が行政命令ではない旨の規定を廃止した(旧第101E条(3)の削除)。

8. 過剰な侵害警告に対する追加賠償の規定の新設

・ 特許侵害の警告が過剰で威迫的であった場合の被警告者の損害賠償請求につき，裁判所が事情に応じて請求額に追加する賠償を認めることができる救済規定を新設した(第128条(1A))。

9. 特許局職員による情報開示に関する規定の追加

- ・ 特許局の職員等が開示を禁じられている情報の例外として、特許弁護士等の個人情報を開示できる場合の規定を追加した(第 183 条(1A))。
- ・ ニュージーランド特許庁の職員に対する情報開示に関する旧規定を廃止した(旧第 183 条(5), (6)の削除)。

10. 特許弁護士の登録要件の変更

- ・ 特許弁護士の登録要件として規定されていたオーストラリア居住の要件を廃止した(旧 198 条(4) (a)の削除)。

11. 特許局長による権限の委任の規定の廃止

- ・ オーストラリア特許局長がニュージーランド特許庁に対して職務権限を委任することができる旨の旧規定を廃止した(旧第 209 条(1A) (1B)削除)。

12. 特許局への書類提出に関する規定の整備

- ・ 特許局に対する書類の提出について、その手段(電子的方法を含む)及び書類又は証拠の提出命令について具体的に定め、規定を整備した(第 214 条, 第 214A 条, 第 214B 条, 第 214C 条)。

13. 局長による通知方法の新設

- ・ 局長が当事者等に通知する場合の方法として電子的手段を含むこと及びその場合の要件についての規定を新設した(第 220A 条)。

14. 職務上のコンピュータ利用の規定の新設

- ・ 特許局の職務についてコンピュータプログラムの利用を可能とし、その要件を具体的に規定する規定を新設した(第 223A 条)。

15. 行政不服の申立の規定の整備

- ・ 局長又は所定の者の決定事項について行政不服審判を申し立てる場合において再審理の申立に関する規定を整備した(第 224 条(1A), (2))。

16. 手数料に関する規定の整備

- ・ 特許局への手続や書類提出についての手数料はその手段によって異なる金額とすることができる旨、及び手数料納付の方法・手段の規定を設け、また、ニュージーランド法による手数料の規定を廃止して、手数料納付に関する規定を整備した(第 227 条(2A), (2B), (2C), 第 227AAA 条, 旧第 227AA 条の削除)。

17. 特許弁護士情報の公表規定の新設

・登録特許弁護士について、氏名・事務所名・連絡先等を公表する旨の規定を新設した(第227B条)。

18. 規則で制定できる対象の追加

・規則で定めることができる委任事項として、書類提出の要件及び要件違反の場合の措置を、また、革新特許及び仮特許出願の方式的事項及びこれに違反した場合の効果の規定を追加した(第228条(2)(ba), (bb), (ha), (ia))。

19. 局長の方式要件決定権の追加

・局長は、所定の場合に方式要件を決定する権限を有する旨の規定を新設した(第229条)。

改正内容：

・**第3条**

「ニュージーランド特許庁長官補」、 「ニュージーランド被委任者」が削除され、「好適な手段」が追加された。

・**第20条**

(3)は削除された。

・**第27条, 第28条**

異議申立に係る通知に関して明確化された。

・**第29条**

願書に関して明確化された。

・**第29A条, 第40条, 第151条, 第176条**

図面の他にグラフィックス、写真も認められることとなった。

・**第76A条**

削除された。

・**第101E条**

(3)は削除された。

・**第128条**

(1A)は新設項である。

・**第183条**

(1A)は新設項である。
(5), (6)は削除された。

・ **第 198 条**

(4) (a) は削除された。

・ **第 209 条**

(1A), (1B) は削除された。

・ **第 214 条, 第 214A 条, 第 214B 条, 第 214C 条**

書類の提出に関して明確化された。

・ **第 220A 条, 第 223A 条, 第 227AAA 条, 第 227B 条, 第 229 条**

新設条文である。

・ **第 223 条**

ニュージーランドに係る項が削除された。

・ **第 224 条**

行政不服審判に関して明確化された。

・ **第 227 条, 第 227AAA 条**

手数料納付に関して明確化された。

・ **第 228 条**

規則の制定に関して明確化された。